

雇用保険部会報告の概要

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化及び雇用保険の財政基盤の強化を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定) ⇒ 「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入となっていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等により明確に確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用

この場合において、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付できる仕組みとする。

2. 雇用保険の財政基盤の強化

(1) 国庫負担

- ・ 当面の失業等給付の国庫負担として、21年度補正予算で一般財源を投入
- ・ 23年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す旨を法律に規定(現行 13.75%)

(2) 雇用保険二事業の財源の確保

- ・ 雇用保険二事業の財源不足を補うため、緊急的かつ例外的な暫定措置として、失業等給付の積立金から借入れ

(3) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動の停止

- ・ 22年度の保険料率について、弾力条項の発動を停止し、原則どおり($3.5/1000$)とする。

(4) 失業等給付に係る保険料率(労使折半)の引下げ

- ・ 原則 $16/1000$ のところ $12/1000$ に引下げ

(参考) 21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として $8/1000$